建設業法に基づく監督処分について

株式会社山一地所

弊社は、建設業法第26条第2項及び3項の規定に抵触したことから、宮城県より監督処分の通知を受けました。本件に関しましては、お客様はもとより、関係者の皆様に多大なるご迷惑やご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

弊社は、この処分を厳粛に受け止め、弊社役員並びに全従業員一同、同じことを繰り返すことのないよう深く反省し、経営管理体制の抜本的な見直しを行いますとともに、法令遵守体制の確立に邁進し、信頼回復に努めてまいる所存でありますので、何卒ご理解を賜り、従前同様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1. 監督処分の内容
 - ① 建設業の営業の全部停止
 - ② 指示処分「法令違反について是正指示命令を履行する義務を負う」
- 2. 期間
 - ① 令和6年5月3日(金)より24日(金)までの22日間 ※「営業停止」は契約等が対象であり、進行中の建築工事には影響ありません。 ※ 監督処分は建設部門についてであり、不動産部門ならびに店舗は通常通り営業致します。
- 3. 処分理由
 - ① 弊社が建築工事請負契約を締結し施工した宮城県内2件の工事において、建設業法第26条第 2項に規定された要件を誤認し、監理技術者の要件を満たさない者を配置した。
 - ② 弊社が建築工事請負契約を締結し施工した仙台市内3件の工事において、建設業法第26条第3項の規定において、専任の主任技術者を配置しなければならないところ、他の現場で主任技術者として配置している者を兼務させた。
 - ※ 建物の構造や安全に関する指摘はございませんのでご安心ください。
- 4. 違反の再発防止対応について

本件違反事実に関して、役員並びに全従業員へ周知し、再発防止のため以下の対応を実施します。

- ・専門部署のみならず内部におけるチェックを強化する等、内部管理体制を整備。
- ・専門部署・関連部署について、建設業法等に関する研修プログラムを実施。

(4月10日・24日の2回実施予定)

5. 本件に関する問い合わせ窓口

株式会社山一地所 TEL022-373-0001

担当:社長室 佐藤·塚田

以上